

事務連絡
令和2年4月16日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に対する手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校に対する手指消毒用エタノールの優先供給については、本年3月に厚生労働省の関係課と連名で発出した事務連絡（別添1参照）において、医療的ケア児の生活に関連して、臨時休業中の学校においても、引き続き、医療的ケア児を受け入れるなどの措置が講じられていることから、医療的ケア児が在籍する学校に対する供給も可能とし、都道府県教育委員会においては、域内の市町村（指定都市を含む。）教育委員会と連携を図り、必要量を把握し、都道府県において本件を取りまとめる衛生主管部局等に対して、手指消毒用エタノールの供給を依頼いただきたい旨をお知らせしたところです。

都道府県教育委員会におかれては、これまでも、適宜、衛生主管部局等と御調整いただいているものと認識しておりますが、この度、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）」（別添2参照）が発出され、5月分の需要量について、都道府県からの要請を受け付ける旨が周知されました。

つきましては、必要に応じて、当該優先供給スキームの活用を御検討くださいますようお願いいたします。

なお、学校において基本的な感染症対策の徹底を図る上で必要となる保健衛生用品（布製マスク、清拭用消毒液、手指用消毒液や非接触型体温計等）の購入に要する経費を補助するため、必要な予算を令和2年度補正予算案に計上していることを申し添えます。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援第一係
電話 03-5253-4111（内線 3967）

事務連絡

令和2年3月13日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕衛生主管部（局）
民生主管部（局）
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医政局経済課
健康局難病対策課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における
手指消毒用エタノールの優先供給について

日常的に人工呼吸器や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする者（医療的ケア児、難病患者、在宅療養者等）（以下「医療的ケア児等」という。）においては、基礎疾患やさまざまな合併症により感染しやすいこと、また重症化する傾向にあることから、適切に感染予防に取り組む必要があります。しかし、この度の新型コロナウイルスへの対応の影響により、医療的ケア児等の家庭等において、医療的ケアに必要な感染予防のための各種衛生用品を入手しにくい状況にあります。

この状況に対応するため、令和2年3月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（以下「優先供給の事務連絡」という。）に基づく供給ルートを活用し、緊急的な対応として都道府県の備蓄分を、医療的ケア児等を支援する事業所等（医療的ケア児の家庭を含む。）に配布できることをお示ししたところです。管内の医療的ケア児等の家庭等における優先供給に当たって留意すべき点を下記のとおりとりまとめたので、これを参考に医療的ケア児等の家庭等における手指消毒用エタノールの不足に対する措置につき格段の御配慮をお願いします。

記

<手指消毒用エタノールの必要量の把握>

- 必要量や配布方法等の検討のため、あらかじめ、医療的ケア児等の家庭等における手指消毒用エタノールの必要量を把握することが望ましい。
- 把握に当たっては、必ずしも網羅的な調査を行う必要はなく、例えば訪問看護ステーションや障害児通所支援事業所等を通じて医療的ケア児等の家庭等においてどの程度の不足が生じているかを大まかに把握するなど、事務負担や迅速性を考慮した方法で行うことが考えられる。

<都道府県備蓄分の活用について>

- 医療的ケア児等の家庭における必要量とその他の必要量を総合的に勘案し、都道府県備蓄分の中から可能な限り医療的ケア児等の家庭等に供給ができるよう、積極的に活用いただきたい。都道府県の備蓄分を放出しても需要を賄うことができない場合、優先供給の事務連絡のとおり、厚生労働省が優先供給の要請を受け付けることとしていることから、優先供給の要請数量に積算していただきたい。

<配布について>

- 医療的ケア児等の家庭等への配布については、医療的ケア児等とその家族においては、重症であるために外出が困難な状況も想定されることから、医療機関等と連携をしながら、都道府県、市町村から医療的ケア児等の家庭等へ配送するなど、円滑な提供に配慮いただきたい。

<優先供給の対象について>

- 医療的ケア児等の生活に関連して、臨時休業中の学校においても、引き続き、医療的ケア児等を受け入れるなどの措置が講じられていることから、医療的ケア児等が在籍する学校に対する供給も可能とする。都道府県教育委員会においては、域内の市町村（指定都市を含む。）教育委員会と連携を図り、必要量を把握し、都道府県において本件を取りまとめる衛生主管部局等に対して、手指消毒用エタノールの供給を依頼いただきたい。

<留意事項>

- 障害福祉サービス等を利用していない医療的ケア児等もいるため、障害福祉部局を中心として在宅医療所管部局や難病対策所管部局、小児慢性特定疾病対策所管部局等と連携して対応いただきたい。
- 喀痰吸引、経管栄養等の実施前後に行う感染予防としての手洗い等については、「流水と石けんによる手洗い、あるいは、速乾性擦式手指消毒剤による手洗いをする」*こととされていることから、周知について徹底願いたい。

※「喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）」（平成30年度障害者総合福祉推進事業 介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成にかかる調査研究）

【参考資料】

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（令和2年3月13日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）

厚生労働省 代表番号：03-5253-1111

医政局地域医療計画課在宅医療推進室

内線：4134, 2251

E-mail：zaitaku@mhlw.go.jp

健康局難病対策課

内線：2355, 2356

E-mail：nanbyou02@mhlw.go.jp

○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

内線：3037, 3102

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

TEL：03-5253-4111（内線3967）

E-mail：seika@mext.go.jp

事務連絡
令和2年4月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)・民生主管部(局) 御中

各都道府県私立学校主管部(局) 御中
各都道府県教育委員会 御中

厚生労働省

医政局 経済課
医薬・生活衛生局 総務課
医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
子ども家庭局 保育課
子ども家庭局 家庭福祉課
子ども家庭局 子育て支援課
子ども家庭局 母子保健課
社会・援護局 保護課
社会・援護局 福祉基盤課
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 総務課 認知症施策推進室
老健局 高齢者支援課
老健局 振興課
老健局 老人保健課

文部科学省

初等中等教育局 幼児教育課
初等中等教育局 健康教育・食育課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
手指消毒用エタノールの優先供給について(改定)

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

手指消毒用エタノールの優先供給については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）で示しているところですが、今般、下記のとおり一部改定することとしたので、御了知の上、管内関係団体、関係機関等への周知につきまして御協力をお願いします。

記

1. 次回要請（5月分の需要量）の提出期限を4月23日（木）12時とし、次回以降のスケジュールについては再度連絡することとしたこと。
2. 事務連絡の注1）について、都道府県が、同都道府県内にある医療機関、高齢者施設等の分をまとめて要請する旨、変更したこと。
3. 事務連絡の注3）について、供給する手指消毒用エタノールとしては、主として医薬部外品の手指消毒用エタノールである旨、変更したこと。
4. 事務連絡の注）として新たに、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）において、特定アルコールの無償配布を受ける予定の医療機関等については、原則として、本優先供給スキームの対象外とする旨、追加したこと。

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関において新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

そうした中、令和2年2月10日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について（協力要請）」にて、都道府県備蓄の医療機関への放出及び備蓄の確保のご検討をお願いしたところです。

また、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種衛生用品についても、国内需給が逼迫している状況を踏まえ、令和2年2月21日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について」等にて、都道府県や市町村の衛生部局と介護保険部局等が連携して、自治体内で保有している衛生用品を不足している施設や介護事業所等に放出するようご検討をお願いしたところです。

このような中、手指消毒用エタノールについては、令和2年2月は前年月平均比1.8倍、3月は前年月平均比2.3倍の増産となるなど、国内主要メーカー各社それぞれができる限りの増産に取り組んでおり、医療機関、高齢者施設等、必要な所に物品が届くよう、供給の強化が進められているところです。

一方、新型コロナウイルス感染症対策を進める中で、医療機関、高齢者施設等における購入や都道府県の備蓄による対応では、需要を賄うことが困難な地域もあることが想定されます。

今般、医療機関、高齢者施設等（薬局、障害者支援施設等（医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等を含む。）、児童福祉施設等、幼稚園を含む。以下同じ。）で不足が生じ、都道府県の備蓄を放出しても需要を賄うことができない、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノール（医薬品及び医薬部外品。以下同じ。）の需要に対応するため、厚生労働省では、別添のとおり製造販売業者等の協力の下、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールの優先供給のスキームを構築し、同スキームに基づき優先供給の要請を受け付けることとしました。

については、別添1に示す優先供給の対象の考え方に該当し、優先供給を希望する都道府県におかれましては、5月分の要請について、4月23日（木）12時までに、様式に必要事項を記載の上、5月分の需要量を記載の上、ご提出願いま

す。詳細は別紙様式をご覧ください（6月分以降の要請については、再度御連絡いたします。）。

なお、医療機関、高齢者施設等で必要とされる量を、各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載しているメールアドレス宛てにご提出ください。ただし、供給可能量には限りがあるため、要請数量の全ての量の確保を保証するものではありません。

注1）都道府県が、同都道府県内にある医療機関、高齢者施設等の分もまとめて要請してください。

注2）必要に応じて、都道府県医師会、地域医師会等と連携、協議し、状況の把握や供給を行ってください。

注3）厚生労働省から各都道府県に対し、供給可能量（現時点では、主に、医薬部外品の手指消毒用エタノールとなる予定）を伝達いたします。具体的な購入の手続、納品方法については、製造販売業者、卸売販売業者等と直接ご調整いただくこととなります。

注4）高齢者施設等に対する供給については、医療介護総合確保基金の活用等が可能です（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）2（1）参照）。

注5）具体的な供給先については、別添の例をご参照いただき、在庫の逼迫度等の各都道府県等の実情に応じて、ご判断願います。

注6）この優先供給のスキームに基づき、都道府県等から医療機関、高齢者施設等に消毒用エタノールを供給する場合、都道府県等による医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）の業許可の取得は不要です。また、卸売販売業者が医療機関、高齢者施設等に消毒用エタノールを供給する場合、卸売販売業における医薬品の販売等の相手方として差し支えありません。

注7）手指消毒用エタノールがなくても、石けんやハンドソープなどで手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます（別添2参照）。また、机やドアノブなど物の表面の消毒については、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒も有効ですので、医療機関、高齢者施設等からの需要への対応に当たっては、ご留意いただきますようお願いいたします。

注8)「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）において、特定アルコールの無償配布を受ける予定の医療機関等については、原則として本優先供給スキームの対象外といたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

また、本スキームについては、随時、見直しを行う可能性があることに、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

（医療機関への供給に関するお問い合わせ・別添様式提出先）

厚生労働省医薬品等物資班

Email shoudokuyaku@mhlw.go.jp

（高齢者施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL 03(5253)1111（内線3929、3971）

（障害者支援施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係

TEL 03(5253)1111（内線3148）

（保護施設への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省保護課

TEL 03(5253)1111（内線2824）

（児童福祉施設等への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室（認可外保育施設担当）

TEL 03-5253-1111（内線4838）

厚生労働省子ども家庭局保育課（保育所等担当）

TEL 03-5253-1111（内線4854、4839）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（児童養護施設等）

TEL 03-5253-1111（内線4868）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童相談係（児童相談所一時保護所）

TEL 03-5253-1111（内線4866）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（放課後児童クラブ担当）

TEL 03-5253-1111（内線4966）

（幼稚園への供給に関するお問い合わせ）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL 03-5253-4111（内線2361）

（薬局への供給に関するお問い合わせ）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

TEL 03-5253-1111（内線4219）